

東京都グリーン水素トライアル取引 令和7年度京浜島実施規程からの変更点

令和8年度京浜島（トレーラーコース）	令和7年度京浜島（カードルコース）
<p>(目的)</p> <p>第1条 令和8年度東京都グリーン水素トライアル取引（京浜島グリーン水素）実施規程（以下「本規程」という。）は、東京都及び協定事業者である株式会社東京商品取引所（以下「事業実施者」という。）が共同で実施するグリーン水素トライアル取引事業のうち東京都京浜島グリーン水素製造所において製造されるグリーン水素の入札方式による販売事業（以下「本事業」という。）において必要な事項を定めるものである。</p> <p>2 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 本事業において取り扱う「<u>グリーン水素（以下「水素」という。）</u>」は、次の各号をすべて満たすものとする。</p> <p>(1) 再生可能エネルギー由来の電力を使用し、水電解により製造された<u>もの</u></p> <p>(2) ISO 14687:2025 Grade D (<u>純度 99.97%以上</u>) に準拠した<u>もの</u></p> <p>2 「利用者」とは、都内において<u>水素</u>の購入を希望する者をいう。</p> <p>(入札参加資格)</p> <p>第3条 本事業の入札に参加できる者は、次の各号に掲げる要件を<u>全て</u>満たす者とする。<u>ただし、トレーラーの確保及び輸送手段を自ら確保することが困難である場合、別紙1の条件に全て合意できることを条件に、第2号に掲げる要件を満たしたものとみなす。</u></p> <p>(1) <u>東京都内に本店又は支店を有する中小企業者のうち別表1に該当する者</u></p> <p>(2) 以下の要件を全て満たす高圧ガス複合容器（圧縮水素<u>トレーラー</u>、以下「<u>トレーラー</u>」という。）を自ら確保し、当該<u>トレーラー</u>を輸送する手段を持つこと</p> <p>a 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第44条第1項に基づく容器検査に合格し、刻印又は標章が掲示（刻印等）されている Type 1（金属（低合金鋼））の容器であり、その付属品についても附属品検査に合格し、刻印された付属品が装置されていること</p> <p>b <u>最高充填圧力が 14.7MPa 又は 19.6MPa</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 令和7年度東京都グリーン水素トライアル取引（京浜島グリーン水素）実施規程（以下「本規程」という。）は、東京都及び協定事業者である株式会社東京商品取引所（以下「事業実施者」という。）が共同で実施するグリーン水素トライアル取引事業のうち東京都京浜島グリーン水素製造所において製造されるグリーン水素の入札方式による販売事業（以下「本事業」という。）において必要な事項を定めるものである。</p> <p>2 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 本事業において取り扱う「<u>グリーン水素</u>」は、次の各号をすべて満たすものとする。</p> <p>(1) 再生可能エネルギー由来の電力を使用し、水電解により製造された<u>水素</u></p> <p>(2) ISO14687 Grade D に準拠した<u>水素</u></p> <p>2 「利用者」とは、都内において<u>グリーン水素</u>の購入を希望する者をいう。</p> <p>(入札参加資格)</p> <p>第3条 本事業の入札に参加できる者は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。</p> <p>(1) 以下の要件を全て満たす高圧ガス複合容器（圧縮水素<u>カードル</u>、以下「<u>カードル</u>」という。）を自ら確保し、当該<u>カードル</u>を輸送する手段を持つこと</p> <p>a 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第44条第1項に基づく容器検査に合格し、刻印又は標章が掲示（刻印等）されている Type 1（金属（低合金鋼））の容器であり、その付属品についても附属品検査に合格し、刻印された付属品が装置されていること</p> <p>b <u>最高充填圧力が 19.6MPa で、集合容器の内容積が 1.41 m³（47L×30</u></p>

東京都グリーン水素トライアル取引 令和7年度京浜島実施規程からの変更点

<p>c <u>水素ポンベの総内容積は12,000L (12 m³) 以上14,700L (14.7 m³) 以下</u></p> <p>d <u>100 NL/min 以上で水素の充填、吐出しが可能</u></p> <p>e <u>容器ごとに容器元弁あり</u></p> <p>f <u>集合主管にストップ弁あり</u></p> <p>g <u>ブルドン管圧力計 (元弁含む) によりガス残量を確認可能</u></p> <p>h <u>安全弁 (元弁含む) あり</u></p> <p>i <u>前面のストップ弁、圧力計等の突出部を保護するための開閉式の枠及び扉あり</u></p> <p>j <u>水素の充填口、吐出し口の取合い品名：W34山左12、型式：株式会社ハシダ技研工業 TA-0129 同等品であること (これらに該当しない場合は別途アダプター等を用意すること)</u></p> <p>k <u>水素ポンベに日が当たらないように上面、側面、後面に金属板あり</u></p> <p>l <u>耐圧気密試験実施済</u></p> <p>m <u>残圧が5MPa 以上あること</u></p> <p>n 漏洩、容器弁等に充填の支障となるような損傷がないこと (受入時の車上検査にて漏洩、損傷が確認された容器は受入不可)</p> <p>o <u>特殊車両通行許可制度に基づく通行確認又は通行許可の手続きを自ら実施すること。その際の地先名は「京浜島3丁目5番」、特殊車両通行確認制度 (新制度) の路線名は「大田区524号線大田区道17-13号線」、起点側交差点番号は「5339260402」、終点側交差点番号は「5339260401」となる。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(入札期間)</p> <p>第4条 本事業の入札は、<u>2026年6月8日午前9時から午後5時</u>に実施する。た</p>	<p><u>本) であること</u></p> <p>c <u>口金仕様：W34・山12、左ネジであること</u></p> <p>d <u>荷重2.5トン未満であること</u></p> <p>e <u>吊り金具：1点吊りが可能なもの</u></p> <p>f 漏洩、容器弁等に充填の支障となるような損傷がないこと (受入時の車上検査にて漏洩、損傷が確認された容器は受入不可)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(入札期間)</p> <p>第4条 本事業の入札は、<u>2026年2月13日午前9時から午後5時</u>に実施する。</p>
---	---

東京都グリーン水素トライアル取引 令和7年度京浜島実施規程からの変更点

ただし、第9条第2項に基づき新たな入札期間を設定する場合は、この限りではない。

(充填・受渡期間)

第5条 本事業の充填・受渡期間は2026年7月1日から2027年2月28日までとし、水素の充填・受渡は、この期間内において、第11条に定める充填・受渡(第3条ただし書きに該当する場合は輸送を含む。以下同じ。)の調整により決定する期日において実施する。

(充填・受渡地点)

第6条 本事業における水素の充填・受渡地点は東京都大田区京浜島三丁目の事業実施者が指定する場所とする。

2 (略)

(入札参加の申込み)

第7条 入札への参加を希望する利用者は、2026年5月25日午後2時から同年6月5日正午までの期間において、所定の登録申込書及び添付書類を事業実施者に対し提出して参加を申し込むものとする。

2 (略)

(入札方法)

第8条 (略)

2 入札申込者は、事業実施者が指定するウェブフォームにて、次の情報を提示することにより入札する。

- (1) 購入単価 (円/N^m単価)
- (2) 希望購入数量
- (3) 充填後のトレーラーの受取希望日

(落札者の決定及び通知)

第9条 事業実施者は、入札期間の終了後速やかに、次に定める手順で落札者の購入単価及び購入量を決定する。ただし、事業実施者は落札単価の下限を定めることができることとし、当該単価を下回る購入単価を提示した入札は落札から除外する。

ただし、第9条第2項に基づき新たな入札期間を設定する場合は、この限りではない。

(充填・受渡期間)

第5条 本事業の充填・受渡期間は2026年3月2日から2026年3月31日までとし、グリーン水素の充填・受渡は、この期間内において、第11条に定める充填・受渡の調整により決定する期日において実施する。

(充填・受渡地点)

第6条 本事業におけるグリーン水素の充填・受渡地点は東京都大田区京浜島三丁目の事業実施者が指定する場所とする。

2 (略)

(入札参加の申込み)

第7条 入札への参加を希望する利用者は、2026年1月30日午後2時から2026年2月12日正午までの期間において、所定の登録申込書及び添付書類を事業実施者に対し提出して参加を申し込むものとする。

2 (略)

(入札方法)

第8条 (略)

2 入札申込者は、事業実施者が指定するウェブフォームにて、次の情報を提示することにより入札する。

- (1) 購入単価 (円/N^m単価)
- (2) 希望購入数量
- (3) 充填後のカードルの受取希望日

(落札者の決定及び通知)

第9条 事業実施者は、入札期間の終了後速やかに、次に定める手順で落札者の購入単価及び購入量を決定する。ただし、事業実施者は落札単価の下限を定めることができることとし、当該単価を下回る購入単価を提示した入札は落札から除外する。

東京都グリーン水素トライアル取引 令和7年度京浜島実施規程からの変更点

(1) 入札の開札においては、一番高い購入単価を提示した入札者を落札者とし、当該落札者が提示した購入単価を落札単価とし、別紙に定める供給可能数量及び当該落札者が提示した希望購入数量のうちいずれか小さい数量を落札数量とする。また、事業実施者は第12条に定めるとおり、一番高い購入単価を提示した入札者以外にも落札者を選定する場合がある。

(2) (略)

2～3 (略)

(売買契約)

第10条 事業実施者が前条第1項の規定に基づき落札者を決定し、落札者に対して同条第3項の通知をしたときは、東京都内での水素の製造・供給に係る共同研究開発事業における共同研究開発事業者である株式会社やまなしハイドロジェンカンパニー (所在地：山梨県甲府市下向山町 3216 番地、法人番号：1090001017447) を売主、落札者を買主として、水素売買契約が同項の規定により通知された内容により成立したものとみなす。

(充填・受渡の調整及び落札者による輸送)

第11条 落札者は、水素の充填・受渡スケジュール及び充填・受渡数量等について、事業実施者及び売主との間で協議してこれを定めなければならない。

2 落札者は、事業実施者及び売主の指示に基づき、前項の協議により定めた搬入期日に自らのトレーラー (第3条ただし書きに該当する場合は、売主が指定する輸送事業者が手配したトレーラー。以下同じ。) を受渡地点へ搬入し、受取期日に受取りを行う。

3 落札者は、トレーラーの輸送・搬入・受取りに係る手段及び費用を自ら負担し、手配するものとする。なお、第3条ただし書に該当する場合は、落札者は、別紙1の条件に定める費用を自ら負担することとする。

4 第1項の協議において水素の充填数量又は充填スケジュールについて合意できない場合は、落札者は、事業実施者に通知することにより売買契約を解除することができる。

5 落札者の自己都合により、第9条第3項により落札者に対して通知された落札数量よりも受取数量が大幅に減少する結果となった場合、事業実施者は

(1) 入札の開札においては、一番高い購入単価を提示した入札者を落札者とし、当該落札者が提示した購入単価を落札単価とし、別紙に定める供給可能数量及び当該落札者が提示した希望購入数量のうちいずれか小さい数量を落札数量とする。また、事業実施者は一番高い購入単価を提示した入札者以外にも落札者を選定する場合がある。

(2) (略)

2～3 (略)

(売買契約)

第10条 事業実施者が前条第1項の規定に基づき落札者を決定し、落札者に対して同条第3項の通知をしたときは、東京都内でのグリーン水素の製造・供給に係る共同研究開発事業における共同研究開発事業者である株式会社やまなしハイドロジェンカンパニーを売主、落札者を買主として、グリーン水素売買契約が同項の規定により通知された内容により成立したものとみなす。

(充填・受渡の調整及び落札者による輸送)

第11条 落札者は、グリーン水素の充填・受渡スケジュール及び充填・受渡数量等について、事業実施者及び売主との間で協議してこれを定めなければならない。

2 落札者は、事業実施者及び売主の指示に基づき、前項の協議により定めた搬入期日に自らのカードルを受渡地点へ搬入し、受取期日に受取りを行う。

3 落札者は、カードルの輸送・搬入・受取りに係る手段及び費用を自ら負担し、手配するものとする。

4 第1項の協議においてグリーン水素の充填数量又は充填スケジュールについて合意できない場合は、落札者は、事業実施者に通知することにより売買契約を解除することができる。

東京都グリーン水素トライアル取引 令和7年度京浜島実施規程からの変更点

当該落札者の次回入札への参加を認めないことができる。

6 売主は、落札者から要請がある場合には、第2条第1項に定める水素の品質に係る情報を落札者に提供するものとする。

(次順位落札者)

第12条 事業実施者は、前条第1項の協議の結果、水素の充填・受渡数量に余裕が生じた場合かつ第9条第3項に基づく入札結果の通知前であって、事業実施者が適当と認めたときは、次の順位の入札者（入札者があらかじめ辞退した場合にあっては、その次の順位の入札者）を次順位落札者とするることができる。

2 (略)

3 事業実施者が第1項の規定に基づき次順位落札者を決定し、次順位落札者に対して前項の通知をしたときは、株式会社やまなしハイドロジェンカンパニーを売主、次順位落札者を買主として、水素売買契約が前項の規定により通知された内容により成立したものとみなす。

4 前条の規定は、次順位落札者に係る水素の充填・受渡の調整について準用する。

(落札者の義務)

第13条 落札者は、別紙2に記載する条件及び事業実施者との協議により定められた条件に従い、トレーラーの輸送・搬入及び水素の受取りを行わなければならない。なお、落札者が複数いる場合において、事業実施者は、協議の状況及び水素の充填・受渡の円滑な実施の必要性を踏まえ、一の落札者の承諾を得て、他の落札者の落札数量の一部を当該一の落札者の落札数量として取り扱うことができる。

2 落札者は、第11条第1項により定めた受取期日に指定された受渡地点において水素の受取りを完了しなければならない。

3～5 (略)

(出荷設備不備等)

第14条 売主が、設備の不備その他やむを得ない事由により水素を提供できない場合、売主は速やかにその旨を落札者に通知するとともに、充填日の再調整

5 売主は、落札者から要請がある場合には、第2条第1項に定めるグリーン水素の品質に係る情報を落札者に提供するものとする。

(次順位落札者)

第12条 事業実施者は、第11条第1項の協議の結果、グリーン水素の充填・受渡数量に余裕が生じた場合であって、事業実施者が適当と認めたときは、次の順位の入札者（入札者があらかじめ辞退した場合にあっては、その次の順位の入札者）を次順位落札者とするることができる。

2 (略)

3 事業実施者が第1項の規定に基づき次順位落札者を決定し、次順位落札者に対して前項の通知をしたときは、株式会社やまなしハイドロジェンカンパニーを売主、次順位落札者を買主として、グリーン水素売買契約が前項の規定により通知された内容により成立したものとみなす。

4 前条の規定は、次順位落札者に係るグリーン水素の充填・受渡の調整について準用する。

(落札者の義務)

第13条 落札者は、別紙に記載する条件及び事業実施者との協議により定められた条件に従い、カードルの輸送・搬入及びグリーン水素の受取りを行わなければならない。

2 落札者は、第11条第1項により定めた受取期日に指定された受渡地点においてグリーン水素の受取りを完了しなければならない。

3～5 (略)

(出荷設備不備等)

第14条 売主が、設備の不備その他やむを得ない事由によりグリーン水素を提供できない場合、売主は速やかにその旨を落札者に通知するとともに、充填日

東京都グリーン水素トライアル取引 令和7年度京浜島実施規程からの変更点

を行うものとする。

2 (略)

(トレーラーの管理)

第15条 売主は、落札者がトレーラーを持ち込む際に、当該トレーラーについて充填の可否や漏えいの有無について車上で検査を実施する。なお、この検査により不備が発見された場合には、売主は当該トレーラーを受け入れないこととする。なお、第3条ただし書に該当する場合は、本項の規定は適用しない。

2 売主は、落札者から充填のために預かったトレーラーについて、善良な管理者の注意をもって保管及び取扱いを行うものとする。なお、第3条ただし書に該当する場合は、本項の規定は適用しない。

(精算)

第16条 落札者は、水素購入の対価として、落札単価に別紙に規定する使用量乗じて得た額（以下「代金」という。）を支払う。

2 売主は、第5条に定める充填・受渡期間において、毎月、本事業に係る当該月に供給した水素の利用料について、翌月第7営業日までに各落札者に対して、代金の適格請求書（消費税法（昭和63年法律第108号）第57の4第1項に規定する適格請求書をいう。以下同じ。）を発行する。

3 (略)

(入札禁止等)

第17条 (略)

(入札禁止等による売買契約の解除)

第18条 (略)

(個人情報及び取引情報の取扱い)

第19条 東京都は、本事業の運営に関連して取得した入札申込者の個人情報について、東京都が定める東京都個人情報取扱事務要綱に従い取り扱うものとする。

<https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/soumu/2025-03-25-163946-539>

の再調整を行うものとする。

2 (略)

(カードルの管理)

第15条 売主は、落札者がカードルを持ち込む際に、当該カードルについて充填の可否や漏えいの有無について車上で検査を実施する。なお、この検査により不備が発見された場合には、売主は当該カードルを受け入れないこととする。

2 売主は、落札者から充填のために預かったカードルについて、善良な管理者の注意をもって保管及び取扱いを行うものとする。

(精算)

第16条 落札者は、グリーン水素購入の対価として、落札単価に別紙に規定する使用量乗じて得た額（以下「代金」という。）を支払う。

2 売主は、第5条に定める充填・受渡期間において、本事業に係る全てのグリーン水素の供給が完了した後に、翌月第7営業日までに各落札者に対して、代金の適格請求書（消費税法第57の4第1項に規定する適格請求書をいう。以下同じ。）を発行する。

3 (略)

(入札禁止等)

第17条 (略)

(入札禁止等による売買契約の解除)

第18条 (略)

(個人情報及び取引情報の取扱い)

第19条 東京都は、本事業の運営に関連して取得した入札申込者の個人情報について、東京都が定める東京都個人情報取扱事務要綱に従い取り扱うものとする。

https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/soumu/0245_20240401_ji_mutoriyoukou

東京都グリーン水素トライアル取引 令和7年度京浜島実施規程からの変更点

2～5 (略)

(入札結果の公表)

第20条 (略)

(所有権及び危険負担)

第21条 本事業における水素の売買における水素の所有権は、水素を充填したトレーラーを受渡地点において落札者に引き渡した時点で、落札者に移転する。なお、第3条ただし書に該当する場合は、水素を充填したトレーラーが受渡地点において売主から別紙1に定める指定輸送事業者に引渡された時点で充填された水素の所有権が売主から落札者に移転するものとし、落札者による水素の消費後にトレーラーが受渡地点に戻った時点で、未使用の水素の所有権が落札者から売主に移転するものとする。

2 水素について、前項に規定する、売主から落札者に所有権が移転する時点より前に生じた滅失、損傷、変質等の損失において、落札者の責めに帰すべき事由による場合は落札者が負担する。

(不可抗力)

第22条 (略)

(損害賠償)

第23条 (略)

(管轄裁判所)

第24条 (略)

(準拠法)

第25条 (略)

(解釈の疑義)

第26条 (略)

2～5 (略)

(入札結果の公表)

第20条 (略)

(所有権及び危険負担)

第21条 本事業におけるグリーン水素の売買におけるグリーン水素の所有権は、グリーン水素を充填したカードルを受渡地点において落札者に引き渡した時点で、落札者に移転する。

2 グリーン水素について、前項に規定する時点より前に生じた滅失、損傷、変質等の損失において、落札者の責めに帰すべき事由による場合は落札者が負担する。

(不可抗力)

第22条 (略)

(損害賠償)

第23条 (略)

(管轄裁判所)

第24条 (略)

(準拠法)

第25条 (略)

(解釈の疑義)

第26条 (略)

別表1

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、以下に該当するもののうち、大企業（※1）が実質的に経営に参画（※2）していないもの。

業種	資本金及び従業員
製造業、建設業、運輸業、その他	3億円以下又は300人以下
卸売業	1億円以下又は100人以下
サービス業	5,000万円以下又は100人以下
小売業	5,000万円以下又は50人以下

※1 「大企業」とは、上記に該当する中小企業者以外の者で事業を営む者をいう。ただし、次に該当するものは除く。

- ・ 中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合

※2 「大企業が実質的に経営に参画」とは、次に掲げる事項に該当する場合をいう。

- ・ 大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している場合
- ・ 大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している場合
- ・ その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合 例 役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合（ただし、当該役員又は職員がいわゆる副業により兼務し、経営の自主性、独立性が損なわれていないことが認められる場合を除く）

別紙1 トレーラーの確保及び輸送手段を自ら確保することが困難である場合の条件等（第3条ただし書きに定める条件）

条件

- 落札した場合、以下の内容について合意することを含む輸送契約を売主が指定する輸送事業者（以下「指定輸送事業者」という。）と締結すること。
- トレーラーは、本事業における水素の輸送及び貯蔵のみを目的として指定輸送事業者が手配したものであり、かつ、東京都が適当と認めたトレーラー（以下「指定トレーラー」という。）を利用すること
- 指定トレーラーは最高充填圧力 19.6MPa、集合容器の総内容積は 700L×21 本で 14,700L（14.7 m³）
- 利用者による水素の消費後に指定トレーラーが京浜島グリーン水素製造所に戻った時点の指定トレーラーの残圧を 5 MP a 以上保つこと。そのため 1 回で利用できる水素の量は 1,936N m³（2,183 S m³）となる。
- 毎週受入可能であること（特段の事情がある場合、事業実施者が認める期間、週 1 回未満の受入も可能）
- 指定トレーラーは定期輸送で入れ替え
- 利用者は、1 回の水素輸送につき、80,000 円（税抜）を指定輸送事業者 に支払う（輸送開始前に利用者側の受取地点にて、接続等の確認を行う場合においても 1 回の水素輸送とみなす）

別紙2 入札の条件等

条件

- 供給可能数量は2026年7月から2027年2月まで毎週トレーラー1（期間合計最大32基）
- 充填・受渡スケジュールについては落札者決定後に、落札者と事業実施者及び売主の間で調整のうえ決定
- 京浜島グリーン水素製造所への持込時点のトレーラーの残圧が 5MP a 以上であること
- 売主の受渡地点において、トレーラー到着時に充填前及び充填後のトレーラー内の水素量を測定（トレーラー内の水素の温度と圧力を元に計算）し、合計充填量に基づいて精算（第3条ただし書に該当する場合は、売主の受渡地点において、指定トレーラーへの水素充填時及び利用者による水素の消費後に指定トレーラーが受渡地点に戻った時点で、指定トレーラー内の水素量をそれぞれ測定（指定トレーラー内の水素の温度と圧力を元に計算）し、合計使用量に基づいて精算）。
- トレーラーの搬入・受取日は別になるので、2回輸送が必要
- トレーラーの搬入・受取りに係る対応時間：平日 10 時～17 時（12 時～13 時は除く）

別紙 入札の条件等

条件

- 供給可能数量は3月毎週カードル1基。（期間合計最大4基）
- 充填・受渡スケジュールについては落札者決定後に、落札者と事業実施者及び売主の間で調整のうえ決定
- 京浜島グリーン水素製造所への持込時点のカードルの残圧が 1MP a 以上であること
- カードル一基につき 248Nm³（279Sm³）を使用量として精算（カードル充填時における充填量の測定は行わない）
- カードルの搬入・受取日は別になるので、2回輸送が必要
- カードルの搬入・受取りに係る対応時間：平日 10 時～17 時（12 時～13 時は除く）